

我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例

我孫子市社会教育委員条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員の定数、<u>委嘱の基準</u>及び任期）</p> <p>第3条 委員の定数は、<u>15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>2 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>（委員の定数及び任期）</p> <p>第3条 委員の定数は、<u>16人以内とし、任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正（「16人」を「15人」に改める部分に限る。）は、同年8月1日から施行する。